

## 伊豆地域公共交通活性化協議会設置規約の 一部改正（案）

---

- 1 改正理由**  
組織再編等に伴い、第3条別表を変更する。
- 2 改正の内容**  
別添新旧対照表
- 3 改正の適用時期**  
本議案を議決した日
- 4 改正手続の根拠規定**  
規約第15条の規定により、規約は協議会の議決を経て改正する。

伊豆地域公共交通活性化協議会設置規約の一部改正

伊豆地域公共交通活性化協議会設置規約（令和5年5月19日制定）の一部を次のように改正する。

改正前

(略)			
別表（第3条関係）	区分	構成	委員
活性化再生法第6条第2項第1号の委員	(略)	(略)	(略)
	松崎町		
	西伊豆町	まちづくり課長	
活性化再生法第6条第2項第2号の委員	函南町	総務課長	
	(略)	(略)	(略)
	伊豆箱根バス株式会社	管理部長	
活性化再生法第6条第2項第3号の委員	富士急シテイバス株式会社	経営企画担当部長	
	伊豆急行株式会社	(略)	
	(略)	(略)	(略)
活性化再生法第6条第2項第3号の委員	(略)	(略)	(略)
	静岡県警大仁警察署	交通課長	
	(略)	(略)	(略)
学識経験者	利用者		
	学識経験者		NPO法人まちづくりの達人ネットワーク 伊豆原理事長

別添

改正後

(略)			
別表（第3条関係）	区分	構成	委員
活性化再生法第6条第2項第1号の委員	(略)	(略)	(略)
	松崎町		
	西伊豆町	まちづくり戦略課長	
活性化再生法第6条第2項第2号の委員	函南町	地域安全課長	
	(略)	(略)	(略)
	伊豆箱根バス株式会社	管理部長	
活性化再生法第6条第2項第3号の委員	富士急シテイバス株式会社	取締役執行役員事業統括部長	
	伊豆急行株式会社	(略)	
	(略)	(略)	(略)
活性化再生法第6条第2項第3号の委員	(略)	(略)	(略)
	静岡県警伊豆中央警察署	交通課長	
	(略)	(略)	(略)
学識経験者	利用者		
	学識経験者		豊橋技術科学大学建築・都市システム学系 松尾幸二郎准教授

附則

この改正は、令和 年 月 日から施行する。